

令和7年度 第1回菊池市一般廃棄物処理手数料等審議会 議事録(要旨)

日時	令和8年1月29日(木) 10:00~11:40
場所	菊池市役所 2階 203会議室
出席者等	【委員】 野口進也(会長)、山下和貴委員、川口君明委員、廣田英幸委員、 岩根要委員 【事務局:市民環境部 環境課】 高島部長、小澄課長、右田課長補佐、中村廃棄物対策係長、堤参事

【会議概要】

令和6年10月に熊本県環境整備事業協同組合及び菊池市し尿収集運搬許可業者の連名により、運搬費や人件費等の上昇などの社会情勢の変化に伴い各種料金が値上げされている状況を踏まえ、し尿処理手数料の改定を求める要望書が提出された。

これを受け、本審議会を設置し、し尿処理手数料の改定の要否等について審議することとした。また、第1回目の開催であることから、本審議会の設置の背景、現状、手数料改定案について事務局である環境課より説明をし、今後の方向性等について審議を行った。

し尿処理手数料は、菊池市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例を準用して許可業者が単価を設定しているため条例改正の必要があり、し尿汲み取りのみならず、合併浄化槽を利用する市民及び企業にも影響があることを説明したうえで、事務局が積算・提案した10リットルあたり、130円(税抜)をベースに審議をすることとなった。

【会議次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長選出
- 4 諮問
- 5 市長あいさつ
- 6 議事
 - (1) し尿処理手数料の改定の要否について
 - (2) 改定する場合、適正な処理手数料の額、改定期間について
- 7 質疑
- 8 その他
- 9 閉会

【主な質疑内容】

発言者	内容	回答等
委員	○ 以前の料金改定はいつか。	(事務局) ○ 前回の改定が平成9年であり、消費税改定を除き、料金改定は行われていない。
委員	○ 130 円の単価の根拠は。	○ し尿収集運搬にかかる費用である人件費やその他の経費を積み上げ積算している。
委員	○ ここ数年でし尿処理手数料改定している他市の改定前の額は。	○令和5年に改定している市 人吉市 10.5 円(改定前)→12.5 円 令和6年に改定している市 阿蘇市 11 円(改定前)→13 円 合志市 10 円(改定前)→13 円 令和7年に改定している市 山鹿市 11 円(改定前)→13 円
委員	○ し尿処理手数料の安い自治体はなぜ運営ができているのか。	○ 一概には言えないが、し尿収集量が多い市は、し尿処理手数料の単価が安くても経営が成り立っていくと考える。
委員	○ 下水道が整備されている地域において下水道につながらない世帯に対しては、市から指導はされているか。また、経済的理由で下水道につながらない市民への補助等はあるか。	○ 下水道普及地域については、つないでいただくよう要請は担当課の方で行っていると思う。また、担当課へ確認したところ、下水道へのつなぎ込みに伴う、改修費用についての補助は行っていないとの回答であった。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 菊池市がし尿処理手数料を引き上げた場合、ほかの近隣自治体も値上げに追随するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局ベースでは問い合わせ等があっており、熊本県環境整備事業協同組合加盟の許可業者が存する市町村は同じような要望を行っているため検討はしていると考ええる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ この料金改定によってし尿汲み取りに係る市民が負担する部分と税金を投入する部分の負担割合はどのようにになるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 菊池市における、し尿汲み取りは収集業者が許可を受けて行っているため税金を投入することはなく、し尿汲み取り対象の市民の負担が増えるということになる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿処理手数料を改定することにより影響が出るのは、し尿汲み取り対象の市民だけか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿汲み取り対象の市民だけではなく、合併浄化槽を設置している市民・企業にも影響は出てくる。